

国名	インド
事業名	小企業育成事業 (I~III)
借入人	インド国大統領
実施機関	インド工業開発銀行 (IDBI) インド小企業開発銀行 (SIDBI)
調査期間	1988年12月 1991年1月 1991年6月
貸付承諾額	19,500百万円 30,000百万円 20,256百万円
通貨単位	インド・ルピー (R₹)
報告	1993年6月 (実査: 1993年2月)



ジッパー製造工場 操業率が高い

【用語説明】

- ① A R S Automatic Refinance Scheme (オートマテック・リファイナンス・スキーム)
100万ルピー未満でSIDBIは形式審査のみ行うもの
- ② N R S Normal Refinance Scheme (ノーマル・リファイナンス・スキーム)
100万ルピー以上でSIDBIは内容審査も行うもの
- ③ P L Primary Lender (プライマリーレンダー)
SIDBIからリファイナンスを受ける金融機関の総称
- ④ R B I Reserve Bank of India (インド準備銀行)
中央銀行
- ⑤ I D B I Industrial Development Bank of India (インド工業開発銀行)
I次の実施機関
- ⑥ S C B Scheduled Commercial Bank (指定商業銀行)
PLの一種 (本事業適格はI次76行、II・III次71行)
- ⑦ S F C State Financial Corporation (州金融公社)
PLの一種 (本事業適格はI・II・III次とも18公社)
- ⑧ S I D B I Small Industries Development Bank of India (インド小企業開発銀行)
II・III次の実施機関 (1990年にI D B Iより分離独立)
- ⑨ S I D C / S I I C State Industrial Development/Investment Corporation (州産業開発・投資公社) PLの一種 (本事業適格はI次9社、II・III次26社)

I 事業実施の背景と必要性

1 インド小企業の概観（下表参照）

インドにおいて小企業とは、工業省の外局である小企業開発機構(SIDO)により、『生産設備に対する投資額（現有設備の取得時簿価の累計）が350万ルピー以下（下請企業の場合は450万ルピー以下）の企業』と定義され（注1）、その企業数はI次借款審査前の1987/88年度末で約160万社に上っていた。

小企業がインド経済全体に占めるシェアは大きく、殊に雇用面においては小企業の雇用1,070万人（1987/88年度末）は、同年度のインド全体の雇用（農業を除く）の42%に相当していた。1987/88年度の生産額は8,730億ルピー（対GDP比26%）、また輸出額は454億ルピーで同年度のインド全体の輸出額の29%を占めていた。

表-1. 小企業の活動とインド経済に占めるシェア

	1983/84	1984/85	1985/86	1986/87	1987/88
小企業数（千社、年度末）	1,158	1,242	1,355	1,464	1,586
同雇用（百万人、年度末）	8.4	9.0	9.6	10.1	10.7
（同上の対総雇用シェア）	(34.7%)	(36.6%)	(38.3%)	(39.9%)	(41.6%)
同投資額（億ルピー、年度）	736	838	959	1,088	1,261
同生産額（億ルピー、年度）	4,662	5,052	6,123	7,225	8,730
（同上の対GDPシェア）	(22.5%)	(21.8%)	(23.4%)	(24.7%)	(26.2%)
同輸出額（億ルピー、年度）	216	255	277	363	454
（同上の対総輸出シェア）	(22.1%)	(21.7%)	(25.5%)	(29.2%)	(28.9%)

（出所）SIDBI及びインド政府資料

（注1）小企業の定義は1991年4月以降、600万ルピー以下（下請企業の場合は750万ルピー以下）に変更された。なお、本事業で対象とするのは近代工業(modern industry)のみであり、手工芸等の伝統工業(traditional industry)は含めないため、本報告書では特に注記の無い限り諸統計等は近代工業のみにかかわるものである。

2 小企業発展にとってのボトルネック

インドにおいて小企業が直面する課題としては、工業部門全体にとっての制約であるインフラの未整備に加え、小企業固有のものとして以下の点が審査時にあげられている。

(1) 資金アクセス難：

設備投資資金・運転資金ともに、信用力の脆弱な小企業にとっては金融機関から

の資金借入が困難である。インドの商業銀行は基本的に、長期設備投資資金を積極的に供与しないため、企業は公的制度金融に頼らざるを得ない。商業銀行は主に短期運転資金を貸し付けるが、小企業にとっては金額、条件、タイミング等の点で困難に直面する場合が多い。

(2) 近代化の遅れ：

生産技術の近代化を通じた生産性や品質の向上については、小企業の場合その必要性の意識が低いケースも多い。また改善意欲のある小企業においても、資金アクセスの困難が一因となり生産設備の近代化が遅れ、競争力を失う例がみられる。

(3) 経営能力の不足：

小企業においては経営者個人の能力に経営を依存する部分が大きく、技術、マーケティング、財務、行政手続き等、様々な面での困難に経営者個人が対応出来ない場合、企業そのものが危機に直面することとなる。

(4) 原材料の調達難：

原材料を安価で安定的に調達することは、消費量の少ない小企業にとり困難であることに加え、インド全体の外貨事情から輸入材の場合は一層調達が難しくなる。

3 小企業育成政策と『リファイナンス・スキーム』

小企業の振興は、インドの政策において一貫して重要視されてきた。この背景には、インド経済に大きな割合を占める小企業が、大・中企業に比べ単位投資当たりの雇用創出において効果が大きいとの認識がある。第8次5か年計画(1992-97年度)の第2巻第6章においても、雇用機会拡大の面から、小企業育成の必要性が強調されている。

このため、前述のボトルネックを解決し小企業の発展をはかるべく、各種の育成政策が実施されてきた。小企業育成制度は州・地域によっても補助金など様々なものがあるが、本事業を含む貸付制度はその中心のひとつといえる。インドにおいてこれまで採られてきた主な小企業育成政策としては、以下が挙げられる。

- ①貸付制度 (本事業)
- ②指定品目の設定 (835の指定品目につき、小企業のみ生産が許可される)
- ③政府調達 (450の指定品目につき、政府による小企業からの優先的購入)
- ④優遇税制 (投資控除、償却等に係わる優遇ならびに間接税の減免) 等

貸付制度には、『リファイナンス・スキーム』と呼ばれるシステムがある。IDBI創設(1964年)以来の歴史を持つこのリファイナンス・スキームとは、金融機関が、政策上プライオリティ・セクターとされる分野に所定の条件で融資を行う場合、その貸付の一部につき政府機関が金融機

関に対しリインバース方式で貸し付ける制度（注2）である。小企業に対するリファイナンスは、1990年3月まではIDBIの小企業開発資金部が担当し、同年4月以降はIDBIより分離・独立したSIDBIが実施している。（以下では、1990年3月以前も含め、SIDBIとして記述する。）

SIDBIによるリファイナンスの対象機関は、州金融公社（SFC）、指定商業銀行（SCB）、州産業開発・投資公社（SIDC/SIIC）等であり、これらの機関はプライマリー・レンダー（PL）と総称される。実際に小企業向けの融資を行うのはこれらPLであり、この融資に対し所定の手続きを踏んだ上でSIDBIからリファイナンスが行われる。PLの中でも、SFCは中小企業向け融資専門に設立された州レベルの機関であり、同分野において中心的役割を果たしている。

（注2） 小企業以外にリファイナンスの行われる分野として、産業金融、農業金融、輸出金融等があり、それぞれインド工業開発銀行（IDBI）、全国農業農村開発銀行（NABARD）、インド輸出入銀行（EXIM）等が当該分野のリファイナンスを担当している。

II 事業概要

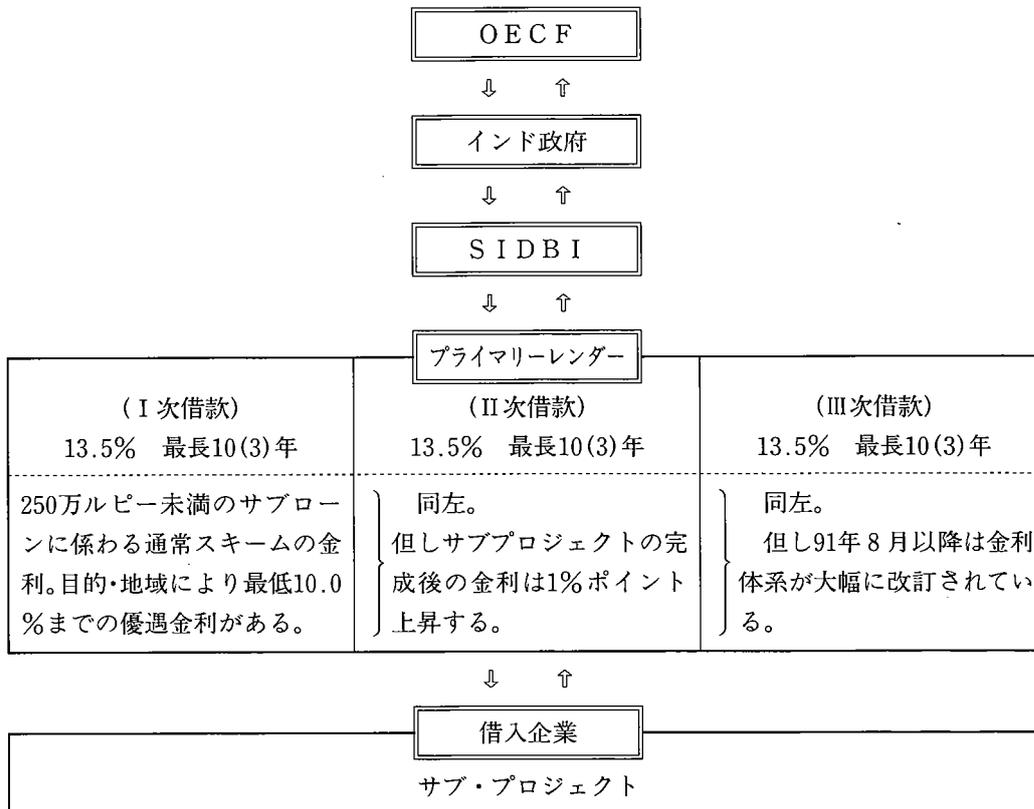
本事業は、小企業に対して設備投資資金を融資するために必要とされる資金の一部を供与することにより、インドの小企業育成を支援し、これを通じて雇用機会の拡大等の政策目標達成に寄与しようとするものである。

本章では、主に事業スキームの概要を紹介する。

1 事業スキームの全体像 (下図参照)

本事業は、前述のリファイナンス・スキームを通じて実施されるツーステップ・ローンである(厳密にはフォーステップといえる)。資金の流れとしては、基金借款がまずインド政府に供与され、これを実施機関であるSIDBIが借入れ、更にPLの各金融機関を通じてエンド・ユーザーに転貸される。

図-1. 実施スキーム (括弧内は償還期間に含まれる据置期間、金利は年利)



エンド・ユーザーにとっての末端借入金利は250万ルピー未満で通常スキームの場合は13.5%であるが、目的や地域によって最低10.0%までの更に優遇的な金利が適用される。

2 適格プライマリー・レンダー (PL)

実施機関であるSIDBIから融資を受けるのは、各種多数の金融機関であり、これはPLと総称される。これらPLがエンド・ユーザーに融資する案件のうち、適格分の一部についてSIDBIからリファイナンスが実行される（リインバース方式で融資）。

この融資チャンネルであるPLについても、基金は既存のリファイナンス・スキームをほぼそのまま活用している。但し、SIDBIは農村小企業支援のため地域農村銀行と協同組合銀行にもリファイナンスを行うが、事業規模の零細な機関が多数ありすぎ内容の把握が困難であるため、基金はこれを非適格PLとしている。適格PLの分類は次の通り。

1) 州金融公社 (State Financial Corporations: SFCs)

中小企業に設備投資資金を融資することを主な目的として、州政府とIDBIが50%ずつ出資して設立されている公的機関。州レベルで設置された18のSFCがすべて本事業適格とされている。SFCの主な融資対象は小企業であり、この場合SIDBIからリファイナンスを受けるが、大・中企業に融資する場合はIDBIからリファイナンスを受ける。SIDBIにとっては、SFCはリファイナンス総額の約6割を供与する主なチャンネルである。

(2) 指定商業銀行 (Scheduled Commercial Banks: SCBs)

『指定』とは、資本金等について一定の条件を満たしRBI（中央銀行）により登録された銀行であり、指定外の銀行はほぼ存在しない。指定商業銀行はさらに、国有銀行、民間銀行、地域農村銀行に分類されるが、地域農村銀行は既述の通り非適格である。本事業適格のSCB数は、I次が76行、II・III次は71行となっており、数が減少したのは合併等があったためである。SCBが設備投資資金を小企業に供与するのは、政府の政策により小企業を含むプライオリティ・セクターへの貸付が全体の4割以上となるよう規定されているためであり、その実施手段がリファイナンス・スキームである。こうした制度金融以外では、SCBの貸出の主体は設備投資資金では無く、短期運転資金である。

(3) 州産業開発・投資公社

(State Industrial Development/Investment Corporations: SIDCs/SIICs)

SIDCs/SIICsは全額州政府の出資により設置された機関であり、工業化支援を目的とする。業務範囲には融資、保証、投資、調査、F/R作成、トレーニング等がある。ひとつの組織で融資等とともに自ら投資も行うため、dual function corporationと称され、ふたつの機能をあわせた名称が付けられている。SIDCs/SIICsにとっては、小企業向け融資は事業の一部にすぎず、SID

BIから見ればリファイナンス総額の1割未満のみを供与するチャンネルである。本事業のI次借款では、小企業向け融資実績が確認された9社のみ適格としていたが、II次以降は他のSIDCs/SIICsでも確認されたため、26社すべてが適格とされた。

3 SIDBIの審査形態と適格事業～NRSとARS

SIDBIのリファイナンス審査方法としては、100万ルピー未満の場合の形式審査(Auto-matic Refinance Scheme: ARS)と、100万ルピー以上の場合の内容審査(Normal Refinance Scheme: NRS)に分けられる。

(1) ARS

SIDBIからのリファイナンスをPLが受けるには、対象案件が形式要件を満たさなければならない。形式要件は、例えばエンドユーザー(サブボロワー)が定義上、小企業であることの証明や適格PLにより審査が行われ、融資が承諾されていること等である。PLの融資額が100万ルピー未満の場合は、案件内容の審査はPLに任されており、SIDBIは形式要件のみが満たされれば貸付を実行する。

(2) NRS

PLの融資額が100万ルピー以上の場合は、形式要件に加え、下記の点をSIDBI自らが審査する。

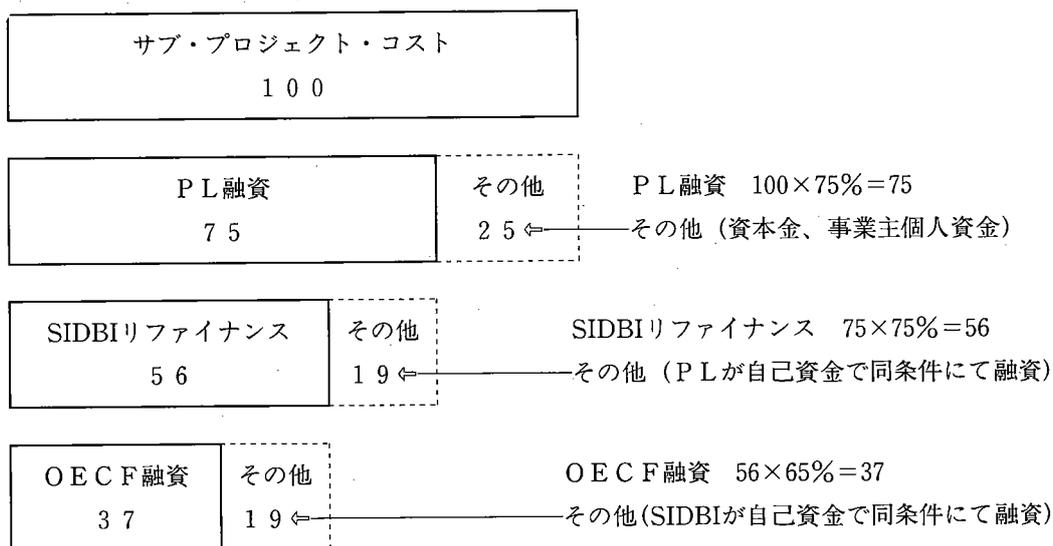
- ・購入する設備機械の内容
- ・製造技術
- ・マーケティング
- ・対象企業に関する他の金融機関からの情報
- ・以前に審査した類似案件の教訓

4 融資比率（下図参照）

融資が行われる各段階において、融資比率（上限）が設定されている。各々が限度比率まで融資したと仮定すると、資金源としてはサブ・プロジェクト・コストのうち事業主自己資金が25%、PL資金のみによる融資が19%、SIDBI資金のみによる融資も19%、OECF資金のみによる融資が37%を占めることとなる。

プロジェクト・コストのうち基金の融資対象である設備機械の占める割合は、案件により大きく異なるため、基金は融資比率を65%としているものである。

図-2. 融資比率とファイナンス・ソース



III 資金の流れ

本章では、基金融資を含む資金が総額として、リファイナンス・スキームに基づいてどのように流れたかを明らかにする。その効果や介在する各機関については別章にて詳述する。

1 SIDBIのリファイナンス総額と基金分 (下の二表参照)

II章で述べた通り、基金融資は既存のリファイナンス・スキームをほぼそのまま活用して小企業に供与されている。すなわち、基金融資はSIDBIにとって、自らのリファイナンス事業にほぼそのまま活用できる資金源である。基金融資額の決定にあたっては、事業規模に対する資金源不足のギャップから算出されている。そこで、基金融資がSIDBIリファイナンス総額に占める位置を見ると、下記の通り。

表-2. 基金分が当該年度のSIDBIリファイナンス総額に占める割合
(ディスバース実績ベース)

	SIDBI リファイナンス総額 (百万ルピー)	基金融資 (百万ルピー)	基金融資が 占める割合 (%)	備 考
1989/90年度	13,763	2,310	16.8	I 次の全額
1990/91年度	15,615	4,000	25.6	II 次のほぼ全額
1991/92年度	16,345	3,623	22.2	II 次残額とIII 次の全額
計	45,723	9,932	21.7	—

(出所) SIDBI資料

表-3. 各借款の対応ルピーと加重平均レート
(ディスバース実績ベース)

	円 建 百万円	ルピー建 百万Rs	レート Rs1 = ¥
I 次借款	19,500	2,310	8.44
II 次借款	30,000	4,267	7.03
III 次借款	20,256	3,355	6.04
計	69,756	9,932	7.02

(出所) SIDBI資料

上記二表から明らかな様に、3次にわたる基金借款の累計約698億円は、SIDBIにとって約99億ルピーの資金となり、1989/90年度から1991/92年度までの3年間のリファイナンス総額の約2割を占めた。すなわちSIDBIを通じ、インドの小企業育成融資につき3年間にわたり財政面から2割を支援したといえる。

2 ディスバース期間 (下表参照)

本事業は既存のスキームをほぼそのまま活用しており、SIDBIにとっては基金適格分の案件抽出にあたり大きな困難は無いため、インド政府を通じ基金にリプレニッシュメントを依頼するのも短期間に行うことができる。

表-4. ディスバース所要期間

	基金からの イニシャル・デポジット	全額貸付 完了	基金の ディスバース期間
I次借款	'89年2月	'90年1月	12か月間
II次借款	'91年2月	'91年3月	2か月間
III次借款	'91年6月	'92年3月	10か月間

(出所) 基金データ

3 PL別配分 (下表参照)

資金の流れをPL別に見ると、SFCが約6割を占め、SIDBIにとって最も重要なチャンネルとなっている。SCBも3割以上を占めており、かつ支店等の多さを勘案すればエンド・ユーザーにとり極めて重要なチャンネルといえる。SIDC/SIICは金額として5%以下に過ぎず、かつその組織が小企業支援を主要目的としていないことに鑑みれば、基金としては継続案件を供与する場合にはSIDC/SIICを除くことも考慮すべきであろう。なお、この融資チャンネルの絞り込みについては、93年度借款の案件として審査が行われたIV次借款において、検討が始められている。

SFCは小企業支援を主な事業目的としており、かつSIDBIが出資者として管理も行えることから、そのパフォーマンスを基金としてもモニターすることが重要である。

(PLの管理については、別章にて詳述)

表-5. 基金融資のPL別配分の状況 (ディスバース実績ベース)

(単位：百万ルピー、括弧内は%)

	SFC	SCB	SIDC/SIIC	計
I次借款分	1,314(57)	966(42)	30(1)	2,310(100)
II次借款分	2,561(60)	1,493(35)	213(5)	4,267(100)
III次借款分	2,141(64)	1,031(31)	183(5)	3,355(100)
計	6,016(61)	3,490(35)	426(4)	9,932(100)

(出所) SIDBI資料

Ⅳ サブ・プロジェクトの分類

Ⅲ章では基金借款が総額としてどのように流れたかを示したが、本章ではさらに基金借款がどのようなサブ・プロジェクトを1回目の貸付けで支援したのかについて述べる。

実施機関の作成したインパクト調査によれば、基金融資の対象とされたサブ・プロジェクトの総数は、Ⅰ次が3,000以上、Ⅱ次が19,608、Ⅲ次が12,176、合計で約3万5千サブ・プロジェクトとなっている。Ⅲ次については特に詳細なインパクト調査が実施されている（有効回答4,874サブ・プロジェクト）ので、これが全体の傾向を反映しているものと見做し、以下はこのレポートのデータに基づき分析する（注1）。なお、同調査のカバーするサブ・プロジェクトのうち、3,875サブ・プロジェクトはNRSとしてSIDBIが内容審査をしたもの、999サブ・プロジェクトはARSとしてSIDBIが形式審査のみ行ったものである。

1 対象企業の形態別分類（下表参照）

基金Ⅲ次借款の支援対象となった企業の法人格は、融資規模により違いがみられる。100万ルピー以上の融資でSIDBIが自ら内容審査を行ったNRS借款については、Private Limited Company（有限会社）が4割以上を占める。一方、SIDBIは形式審査のみ行う100万ルピー未満のARS借款では、Proprietary（個人事業）が5割以上を占める。また、いずれの形態においてもパートナーシップ企業（個人事業の集合体である共同経営企業）は3割程度ある。以上より、小規模な借款は個人事業等の形態をとる特に小さな企業が対象となっていることが分る。

法人格がCompanyになると外部監査が義務づけられ、財務諸表も整備される。従って融資・監理にあたり、金融機関としては財務面から経営状況を把握しやすくなる。（注2）

表-6. 基金Ⅲ次借款の支援対象事業の企業形態

	Private ltd. co.	Partnership	Proprietary	その他	計
NRS (件)	1,616	1,225	841	193	3,875
(%)	(41.7)	(31.6)	(21.7)	(5.0)	(100.0)
ARS (件)	803	2,699	4,217	149	7,868
(%)	(10.2)	(34.3)	(53.6)	(1.9)	(100.0)

（出所）SIDBI資料

（注）NRS分は調査対象事業、ARS分は全支援対象事業についての数値。ベースが異なるため、合計は求めているない。

（注1）サブ・プロジェクトはunitと称され、同企業が複数回借入れることがあるため、対象企業数はunit数より少ない。

なおⅠ次とⅡ次のインパクト調査レポートは、実施機関がその承諾時の計画データを集計したものに基づき、実績ではないため、本評価においては基本的に利用しない。

（注2）但し、個人事業やパートナーシップ企業においても財務諸表は自発的に作成されているケースが極めて多く、評価ミッションが訪問した企業では全て整備されていた。

2 サブ・プロジェクトの地域別分類 (次頁表参照)

事業対象地の分布は、ほぼ全国に広がっている。事業分布数の大きい州としては、Andhra Pradesh (1,462件・全体の12%)、Chandigarh (1,414件・全体の12%)、Uttar Pradesh(1,218件・全体の10%) などがある。

開発金融借款の形態で且つ融資チャンネルとして数多くのPLを適格としなければ、これだけ多くの地域にある多数のプロジェクトを支援することは、不可能であったと判断される。この点では、世銀やADBの様にPLをSFCに限定せず、SCB等も含めたことは、エンド・ユーザーへの資金アクセスを高めたと評価できる。但し、このアクセスが持続的効果となるには、PLの数よりもそのパフォーマンスが重要となる。

3 サブ・プロジェクトの業種別分類 (次頁表参照)

対象事業の生産物を業種で分けると、織物 (627件・調査対象の13%)、金属製品 (437件・調査対象の9%)、食品加工 (430件・調査対象の9%) が3大業種となっており、この傾向はNRS・ARSともに共通である。

上記の主要業種以外にも、多岐にわたる業種の事業が支援されており、地域配分について述べたことと同様に開発金融借款ならでの成果といえる。基金融資事業の適格性は、業種面では製造業であればすべて認められている。ターゲットとなる業種をさらに絞り込むことも可能ではあるが、主な政策目標が雇用機会の創出にあることに鑑みれば、製造業一般を対象とすることは特に問題無いと思われる。

表-7. サブ・プロジェクトの地域別配分と業種別配分

地域別配分（1回目融資対象全数）		業種別配分（インパクト調査サンプル調査分）	
州・地域名	件数(構成比%)	業種名	件数(構成比%)
Andhra Pradesh	1,462 (12.0)	織物	627 (12.9)
Chandigarh	1,414 (11.6)	金属製品	437 (9.0)
Uttar Pradesh	1,218 (10.0)	食品加工	430 (8.8)
Tamil Nadu	1,091 (9.0)	化学	345 (7.1)
Kerala	1,048 (8.6)	プラスチック製品	338 (6.9)
Gujarat	973 (8.0)	精米機	225 (4.6)
Karnataka	879 (7.2)	各種組立・加工	198 (4.1)
Maharashtra	848 (7.0)	ゴム製品	183 (3.8)
New Delhi	620 (5.1)	薬品	174 (3.6)
Madhya Pradesh	566 (4.6)	機械	158 (3.2)
West Bengal	405 (3.3)	鋳物加工	154 (3.2)
Rajasthan	357 (2.9)	製紙・紙製品	139 (2.9)
Orissa	344 (2.8)	建設資材	109 (2.2)
Bihar	243 (2.0)	電気・電子部品	97 (2.0)
Assam	208 (1.7)	包装資材	81 (1.7)
Goa	182 (1.5)	革製品	75 (1.5)
Himachal Pradesh	148 (1.2)	窯業	74 (1.5)
その他	170 (1.4)	その他	1,030 (21.1)
合 計	12,176 (100.0)	合 計	4,874 (100.0)

(出所) S I D B I 資料

4 サブ・プロジェクトの総コスト (下の図表参照)

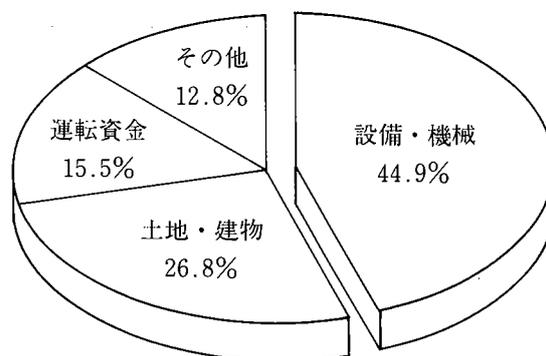
調査対象サブ・プロジェクトの事業主自己資金を含む総コストのサイズとしては、百万から5百万ルピーの範囲が半数を占めている(プロジェクト件数ベースで50%)。この総コストの項目別構成比を見ると、基金融資対象とされた設備・機械が約半分を占める(NRSで44.9%、ARSで49.6%)。ただしARSのうち肥料や木材・木工製品では設備・機械の比率は低く(26.6%と29.7%)、土地・建物の比率が高い。従って、基金の対SIDBI融資比率を65%とすることで、総コストに占める基金分の比率を3割程度としたことは、正しかったと判断される(前出II-4節参照)。

表-8. 調査対象サブ・プロジェクトの総コスト

総コストの範囲	件数 (%)	
～ 50千ルピー	173 (4)	計4,647件で総額 13,613百万ルピー。 一件あたり平均で 2.93百万ルピー。
51千ルピー～ 100千ルピー	141 (3)	
101千ルピー～ 250千ルピー	151 (3)	
251千ルピー～ 500千ルピー	379 (8)	
501千ルピー～ 1,000千ルピー	485 (10)	
1,001千ルピー～ 2,500千ルピー	1,192 (24)	
2,501千ルピー～ 5,000千ルピー	1,286 (26)	
5,001千ルピー～10,000千ルピー	667 (14)	
10,001千ルピー～	173 (3)	
N. A.	227 (5)	
合計	4,874 (100)	

(出所) SIDBI資料

図-3. NRSプロジェクトのコスト平均構成比 (%)



(出所) SIDBI資料

5 投資の目的別分類 (下表参照)

サブ・プロジェクトを投資目的別に見ると、企業新設が7割程度を占めている。従って事業効果(雇用創出など)は、事業完成後のデータを把握 (before-after analysis) すれば、これをネットの効果 (with-without analysis) とほぼ同様と見做すことが出来る。

なお新設企業とされているものでも、現地調査でみる限りは中・大企業である既存企業グループの一部を成す工場と称すべきものも存在している。具体的には、ひとつの建物にあるメーカーが製造プロセス毎に別企業とされていたり、対象小企業は製造ラインのみで管理機能は別の場所にある企業が果しているケース等があった。これは、設備投資額上の小企業の定義が連結決算とされていないため、違反とはいえない。スキームの政策目的としても、産業の振興を通じた雇用機会の拡大等にあることから、こうした状況をインド政府・実施機関とも特に問題とはしていない。しかしながら、日本として優遇金利を適用する支援の対象と想定した小企業のイメージとは異なることも否めない。

表-9. 投資の目的

	企業新設	能力拡張	その他	合計
NRS (件) (%)	2,892 (75)	340 (9)	643 (17)	3,875 (100)
ARS (件) (%)	676 (68)	161 (16)	162 (16)	999 (100)
合計 (件) (%)	3,568 (73)	501 (10)	805 (17)	4,874 (100)

(出所)SIDBI資料

V 実施機関

本事業の実施機関は、インド小企業開発銀行(SIDBI)である。141頁でも述べた通り、I次借款についてはインド工業開発銀行(IDBI)の小企業開発資金部が実施していたものが、1990年4月にSIDBIとして分離・独立したものである。IDBIは対象企業の規模にかかわらず融資を行う一般産業金融機関であったが、政策的にプライオリティ・セクターと規定された小企業に対する事業を独立に扱う機関として、IDBIの全額出資によりSIDBIが設立されたものである。SIDBIは、IDBI小企業開発資金部から資産や業務方法を継承しており、実質的には大きな変更は無い。従って以下では、SIDBIのみを対象とする。

1 SIDBIの主な機能

SIDBIは小企業の育成支援を目的とした公的機関であり、制度金融であるリファイナンス・スキームを通じた融資を中心に、様々な活動を展開している。SIDBIが自ら小企業に対して直接支援を行う事業の割合は低く、基本的に既存の金融機関等を通して事業を展開する点が、その機能の特徴といえる(上位機関=apex organizationと称される)。

こうした既存金融機関を通じた融資に徹するアプローチは、インド全国に散在する多種多様な小企業を、既存の機関との機能重複を避けつつ効率的に支援する方法であると判断される。ただし、このシステムが効果的に機能するには、SIDBIが関連の金融機関等を十分に指導・監督することが条件となる。この点ではSFCの抱える延滞など、後述の様に改善すべき課題がある。

2 組織・機構の概要

SIDBIはウッタル・プラデッシュ州の州都ラクナウに本部を置いているが、ボンベイに本部のあるIDBIから分離した経緯もあり、主要機能はまだボンベイにある。地域事務所はボンベイ、ニュー・デリーなど計5か所にあり、さらに22の支店がある。各地域事務所・支店は貸付の承諾、実行、監理など業務全般について大きな権限を付与されており、事業は分権化されている。

SIDBI会長はIDBI会長との兼務であり、経営に専任しているのはManaging Director(総裁)である。会長、総裁を含め15の役員ポストがあり、うち2名は政府指名、1名は中央銀行(RBI)指名、残る10名はIDBI指名による金融界代表となっている。職員数は、設立初年度末の1991年3月においてプロフェッショナル・スタッフ302名、サポート・スタッフ203名の計505名であった。1年後の1992年3月には、プロフェッショナル345名、サポート153名の計498名となっている。

既述の通り、SIDBIは他の金融機関を通じる融資を基本としており、個別案件に関する審査業務等はPLに多くを任せられるため、比較的身軽な体制で事業を行うことができる。また、承諾権限は本部・地域事務所・支店に共通の役職名と融資規模との対応で決定されており、年間予算の範囲内であれば本部は介入しないため、本部は一層身軽な体制となる。

SIDBIの役職員は、個別案件に関する業務に忙殺されることは少ないが、それだけPLの監督・指導や関連機関の総合調整といった役割を求められることになる。

3 業務の概要と事業規模 (下表参照)

SIDBIの最も大きな業務は、リファイナンス・スキームを通じた小企業向けの融資である。事業規模全体に占めるリファイナンス事業の割合を実行金額ベースで見ると、1990/91年度は85%、1991/92年度は81%を占めている。他の主な事業としては、手形再割引などがある。

なお、他の金融機関を通さず小企業を支援する直接事業 (Direct Assistance Schemes) も徐々に増加している。この中には、手形の直接割引、マーケティング関連施設向けの融資、リース企業向け融資、原材料等の共同購入機関 (SSIDCs) 向け融資、ファクタリング (売掛債権買取) サービス、出資などがある。SIDBIの年報によれば直接事業を拡大することが方針として決定されており、今後も増加するものと思われる (ディスバース金額ベースで1991/92年度は事業全体の9%を占めている)。

表-10. SIDBIの事業規模の推移 [短期手形割引を除く]
(ディスバース実績、単位：百万ルピー、括弧内は構成比(%))

	1989/90年度	1990/91年度	1991/92年度
リファイナンス	13,763 (88)	15,615 (85)	16,345 (81)
手形再割引	1,072 (7)	1,786 (10)	2,011 (10)
直接事業計	875 (6)	984 (6)	1,918 (9)
—手形の直接割引	—	201	1,477
—原材料等共同購入機関	819	721	171
—その他	56	62	270
総計	15,710 (100)	18,385 (100)	20,274 (100)

(出所) SIDBI及びIDBI資料

4 SIDBI/IDBIによるSFCの管理監督

個別案件の審査は基本的にPLに任されており、SIDBIはPLの管理や関係機関の調整を主な役割としている。SCBはPLの中でも、中央銀行(RBI)により管理される商業銀行であり小企業支援を一義的な目的とはしていないため、SIDBIが直接に管理監督するのはSFCである。なお、SFCの監督はIDBIとSIDBIが連携して行う。管理のシステムは下記の通り。

(1) 年次事業評価 (Annual Performance Evaluation)

IDBIはSFC法に基づき毎年1回、SFC毎にその組織と事業を評価する年次報告書を作成する(評価の実施者はSIDBIではなく、SFCに出資するIDBIである)。その内容は、組織、承諾・実行状況、回収・延滞状況、事業財源、決算、前回勧告事項の実施状況および新たな勧告、などから構成され、SFCの経営全般をカバーする極めて詳細な報告である。過去1年間のパフォーマンス評価のデータとしては、この報告書で十分カバーされていると思われるため、IDBI/SIDBIとしてこれをいかに有効活用していくかが重要である。

(2) 事業計画・予算 (Business Plan and Resource Forecast: BPRF)

BPRFはSIDBIが毎年1回、SFC毎にその事業計画と予算を管理するため策定する計画書である。期中に1回見直しを行うため、合わせて年2回SIDBIと各SFCは協議することとなる。前出の年次事業評価が過去の実態把握であるのに対し、BPRFは将来の事業と予算を管理するものであり、両者は一体としてSFCを管理監督するツールである。SIDBIはBPRFを通じ、SFCのパフォーマンスに応じて予算配分を行うことができる。

(3) その他

IDBIと州政府は、SFC出資者として取締役を選任する。殊に各SFCの会長と総裁については、州政府がIDBIと協議のうえ任命することとなっている。この取締役派遣を通して、IDBIはSFCの経営全般につき管理している。また融資の承諾・実行状況については、3か月毎にQuarterly Progress ReportがSFCからSIDBIに提出されている。

5 SIDBIによるサブ・プロジェクトのモニタリング

サブ・プロジェクトのモニタリングについても、基本的にはPLに任されているものの、SIDBI自身も貸付完了後のプロジェクトの5%をランダムに抽出してそのパフォーマンスを調査している。

さらにIII次借款では、1回目に貸し付けたサブ・プロジェクトについて、基金との協議に基づきSIDBI予算によりインドのコンサルタントに委託したインパクト調査がある。この調査は詳細かつ大規模なものであり、サブ・プロジェクトの様々な側面が明らかにされている。SIDBIとしてもこうした調査は初めてのケースであったが、その意義を高く評価しており、今後とも継続案件を供与する場合には実施すべきと思われる。

VI SFC

本事業の主な融資チャンネルである18のSFC（州金融公社）は、中小企業に設備投資資金を融資することを主な目的として、IDBIと州政府の出資により設立された公的機関である。147頁の表にも示した通り本借款の約6割はSFCを通じて供与されており、事業の効果的な実施とその持続性は、SFCに多くを依存している。

1 承諾・実行額の推移（下表参照）

18のSFCを合わせた貸付けの承諾と実行は、下表の通り毎年高い伸びを記録してきた。実施機関の報告によれば、SFCによる融資のうち小企業向けが、件数ベースで88%、金額ベースで75%を占めている。

表-11. SFC全体の貸付承諾と実行

	承諾件数 (件)	承諾額 (百万Rs)	対前年度 増加 (%)	実行額 (百万Rs)	対前年 増加 (%)
1988/89	36,094	14,686	+ 8.6	10,443	+11.9
1989/90	43,069	15,298	+ 4.2	11,428	+ 9.4
1990/91	50,427	19,075	+24.7	12,569	+10.0
1991/92	43,287	22,522	+18.1	15,027	+19.6

(出所) SIDBI資料

(注) 表中の件数と金額は、18SFCの総計値である。融資対象は小企業のみでは無く、他も含まれる。

2 SFCの延滞

SFCの融資回収状況をみると、長期かつ多額の延滞が発生している。当該年度内に回収すべき金額（期首時点での延滞および年度内に期限が到来するもの）に対する実際の回収金額の割合（回収率）については、6割を超えるSFCは1992年度で6つだけにとどまっている。このため、何らかの手段を講じない限りは延滞額は累積を続ける。

3 延滞の原因と対策

SFCは従来、制度金融の実施機関として政策ターゲットとなる分野に資金を供与することに活動の重点が置かれ、金融機関としての健全性や自立性を強くは求められてこなかった。こうしたSFCの在り方が延滞の根本にあるが、1980年代末から始まった急速な金融改革の流れの中

で、SFCにも金融機関としての健全性や自立性が求められ始めた。

延滞の理由はインパクト・スタディの調査結果によれば、“低い稼働率”等とならび、“Willful Defaulter”が最も多い。これは返済が可能な状況にありながら実際には返済しないものであり、延滞企業のうち1割以上が延滞額を超える利益を計上している。

新設の小企業が融資対象の大部分を占めることに鑑みれば、リスクが高い分野であることは否めず、さらに上述のWillful defaulterが多数存在するインドの実情もあるものの、延滞が発生している状況を如何に改善してゆくかが、SFCにとっての課題であり、またSFCを指導するSIDBIやIDBIにとっての課題でもある。SFCの案件審査システムは、評価ミッションが実査した範囲では特に問題も見られないため、対応策の中心はサブ・プロジェクトのモニタリング強化や会計基準の見直し等であろう。

こうした状況を踏まえ、IDBIにおいてマダ委員会(Mada Committee)が設けられ、1991年9月に報告書が提出されている。この中で、SFCに対する債権の分類基準(Health Code)の導入と、そのカテゴリ毎に定められた率の引当金計上、不良債権の償却に関する基準の確立等が勧告されている。これらは1991/92年度から一部導入を始め、本格的には1992/93年度からとされている。SIDBIは、SFCの健全な経営を確立すべく、マダ委員会勧告が着実に実施されるようIDBIとともに指導すべきである。

またSFCによるサブ・プロジェクトのモニタリング強化については、上記の債権分類導入の過程において一定の前進がはかれると期待されるものの、SIDBIによる具体的な指導が必要と思われる。現行の制度においても、SFCは案件を定期的の実査することとなっている(Annual Inspection等)が、評価ミッションがSFCの支店で調査したところでは、延滞が発生しない限りは極めて簡単なものとなっている。この制度を一層活用しつつ、問題が顕在化する前にサブ・プロジェクトのパフォーマンス状況を把握することが重要と思われる。

VII 事業効果

事業効果を検討する対象となるサブ・プロジェクトの現況は、III次借款の1回目融資について実施されたインパクト調査の結果から概要を知ることができる。サブ・プロジェクトの約9割は既に操業を開始しており、完成の時点が計画より遅延したのは2割程度である。約半数の事業は概ね計画通りの事業費となっており、コスト・オーバーランが発生しているのは2割程度である。こうした実施状況を経て完成したサブ・プロジェクトは、以下で述べるように様々な側面で大きな効果をあげている。

表-12. サブ・プロジェクトの状況 (単位：件、括弧内は構成比%)

	N R S	A R S	合計
1回目融資対象の全数	4,308 (100)	7,868 (100)	12,176 (100)
うちインパクト調査サンプル対象数	3,875 (90)	999 (13)	4,874 (40)
・92年3月末の現況：	3,875 (100)	999 (100)	4,874 (100)
-建設中	402 (10)	62 (6)	464 (10)
-完成済、未操業	99 (3)	34 (3)	133 (3)
-完成済、操業中	3,374 (87)	903 (90)	4,277 (88)
*完成の遅延したもの	772 (20)	161 (16)	933 (19)
・事業費の計画実績比：	3,875 (100)	999 (100)	4,874 (100)
-オーバーラン発生	976 (25)	220 (22)	1,196 (25)
-計画通り	1,761 (45)	469 (47)	2,230 (46)
-アンダーラン発生	938 (24)	283 (28)	1,221 (25)
-不明	200 (5)	27 (3)	227 (5)

(出所) SIDBI資料

1 雇用の創出

本事業を通じた小企業向け融資の主な目的は、雇用の創出にある。インパクト調査報告書によれば、III次借款の1回目融資対象のうち操業中の11,141サブ・プロジェクト全体で、25万1千人以上が雇用されており(同報告書、Vol.1、56頁)大きな効果を達成している。平均すると、1サブ・プロジェクトあたり23人の雇用である。152頁に述べた通り、投資目的の約7割は企業新設であるため、これは本事業により新たに創出された雇用効果と概ね見做すことができる。

インパクト調査のサンプル対象企業による79,187人の雇用の内訳を見ると、次頁表の通りであ

る。女性は全体の13%を占めており(注1)、同国小企業全体の割合(1991/92年度は12.6%)とほぼ同一である。女性雇用は管理職でも1割を超えている点は注目に値しよう。

(注1) インパクト調査によれば、11,141プロジェクト全体では女性の比率は34%と極めて高く記載されているが、内訳が不明であり、また評価ミッションが実査した状況とも異なるため、内訳が明確なサンプル調査対象企業の割合を採用した。

表-13. 調査対象サブ・プロジェクトの雇用状況 (単位：人、括弧内は構成比%)

	N R S			A R S			合 計		
	男性	女性	男女計	男性	女性	男女計	男性	女性	男女計
管理職	4,621	496	5,117	649	67	716	5,270	563	5,833
専門職	2,780	205	2,985	455	74	529	3,235	279	3,514
熟練工	20,844	2,514	23,358	3,797	431	4,228	24,641	2,945	27,586
非熟練	26,083	4,803	30,886	4,024	997	5,021	30,107	5,800	35,907
その他	5,137	582	5,719	587	41	628	5,724	623	6,347
計	59,465	8,600	68,065	9,512	1,610	11,122	68,977	10,210	79,187
(%)	(87)	(13)	(100)	(86)	(14)	(100)	(87)	(13)	(100)

(出所) S I D B I 資料

2 売上額と付加価値

インパクト調査報告書によれば、Ⅲ次借款の1回目融資対象のうち操業中の11,141サブ・プロジェクト全体で、1991/92年度に総計773億7千万ルピーの売上げが計上され、サブ・プロジェクトあたりでは694万ルピーの売上額となる。同年度のインド小企業全体では、企業あたりの平均売上げが76万ルピーであり、本事業対象の売上げ規模はその約9倍にも達する。生産性指標として従業員あたりの売上額を算出すると、30万ルピー強となる。産業別にこの指標を見ると、特に化粧品・石鹼(76万ルピー)、化学(75万ルピー)、機械(47万ルピー)などにおいて生産性が高い。

付加価値について見ると、操業中の11,141サブ・プロジェクト全体で、1991/92年度の総額は245億7千万ルピーであり、これは売上げの3割強に相当する。単位投資(1ルピー)あたりの付加価値額は、1.239ルピーである。

付加価値に関するインド小企業全体の近年の統計等はないため、比較分析は行えないものの、借款供与から短期間のうちに、サブ・プロジェクトは順調に生産を開始し、工業生産全体の拡大に寄与しているものと判断される。

なお、全体のうち463サブ・プロジェクトにおいて既に輸出が開始され、1991/92年度には食品加工を筆頭に輸出額は全体で約32億ルピーに達している。輸出を行っているサブ・プロジェクトも多くは初期段階にあり、今後一層の成果が期待される場所である。

3 近年のインド小企業全体の動向 (下表参照)

第I章にて審査当時までの状況を概観した小企業全体は、その後5年間も安定した成長を遂げており、基金のIII次にわたる借款は、この発展に相応の寄与をしてきたものと思われる。1987/88年度から1991/92年度までの5年間の年平均成長率を見ると、企業数は7%、雇用者数は4%程度の安定した成長を達成している。

表-14. インド小企業全体の動向

	87/88	88/89	89/90	90/91	91/92	年平均増加率(%)
小企業数 (千社、年度末)	1,586	1,712	1,827	1,990	2,100	7.3%
雇用者数 (百万人、年度末)	10.7	11.3	12.0	12.4	12.6	4.2%
投資額 (億ルピー、年度)	1,261	1,523	1,820	2,063	2,340	16.7%
生産額 (億ルピー、年度)	8,730	10,640	11,821	15,534	16,000	16.4%
輸出額 (億ルピー、年度)	454	568	799	910	(1,266)	(29.2%)

(出所) SIDBI資料

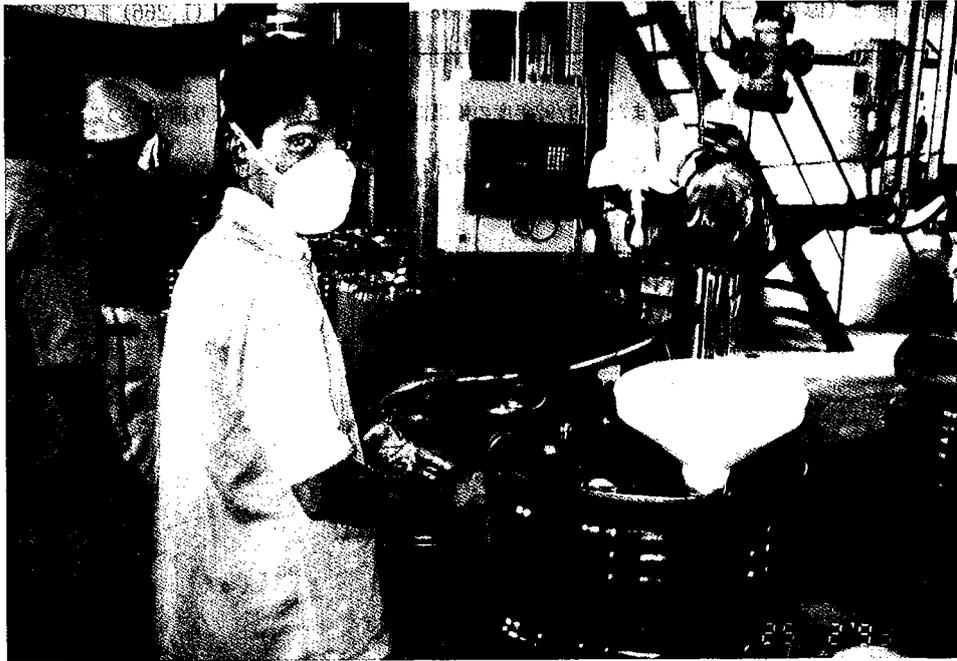
(注) 1991/92年度は見込み値。また1991/92年度の輸出額は、ルピー切下げにより前年度の数字と不連続である。

右欄の年平均増加率は、1987/88年度から1991/92年度までの平均名目増加率。

(以上)



製菓メーカー直営店 全国でも有名



ポリエチレン断熱材製造工場 技術力は高い